

農用地利用集積等促進計画

地域計画地域名

1 各筆明細

整理番号	農地中間管理機構に権利の設定等を行う者の氏名及び住所（甲）	氏名又は名称	[同意印]	住所
	権利の設定等を受ける者・権利の設定等を行う者（農地中間管理機構）（乙）の氏名及び住所	氏名又は名称	公益社団法人茨城県農林振興公社理事長 藍原 伸夫	[同意印] 住所 水戸市上国井町3118-1
	農地中間管理機構に権利の設定等を受ける者の氏名及び住所又は本店の所在地（丙）	氏名又は名称	[同意印]	住所

権利を設定する土地					農地中間管理機構に設定する権利及び農地中間管理機構から転貸される権利					農地中間管理機構に設定する権利の期間		農地中間管理機構から転貸される権利の期間		利用権設定等促進事業の実施により成立する権利の設定等に係る当事者間の法律関係	賦課金負担区分		備考	
No.	所在				現況地目	登記面積 m ²	貸借面積 m ²	権利の種類	内容	借賃 (1筆あたり) 年額 円 物納 kg	支払方法	支払月	始期		終期	始期		終期
	市町村	大字	字	地番														
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
小計				筆		m ²	m ²			物納 kg	金納 円							

権利を設定する土地の(甲)以外の権原者等		権原の種類	同意印
住所	氏名又は名称		

合計			
筆数	筆	賃料(金納)	円
貸借面積	m ²	賃料(物納)	kg
取扱委員			

2 共通事項（出し手（甲）→機構（乙））

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、農地中間管理機構（以下「乙」という。）に権利を設定する者（以下「甲」という。）乙及び乙から権利の設定を受ける者（以下「丙」という。）が協議して定める額に改訂する。

(3) 借賃の支払猶予

天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

(4) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(5) 借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定める。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び丙が協議の上、定める。

(6) 借賃の物納等の精算

借賃を米等による物納で精算する場合の受払は、甲及び丙の双方で別途ルールを定めて甲及び丙が直接行うものとし、乙は関与しないものとする。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(8) 障害の除去等

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならぬ。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。

イ 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置を行うことについて甲の同意を得なければならぬ。また、乙が丙に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。なお、丙が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は取去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、本計画明細に定めるところによる。

エ 作付けしない期間等に係る当該土地の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(12) 賃貸借又は使用貸借の解除

1の各筆明細に定める乙に権利の設定等行った土地について、次のいずれかに該当するときは、乙は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 転貸先からの農地の返還又は耕作者が確保できていない農用地の借入があった場合、乙は、市町村等の業務委託先と連携し、以後1年かけて耕作者を探索するが、1年かけても借受を希望する耕作者が見つからないとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(13) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(14) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(15) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(16) 権利取得者の責務

乙は、丙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(18) 個人情報の取扱いについて

乙は、農地中間管理事業の実施にあたり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。甲は、乙が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報について、本事業による利用のほか、事業の実施に関連して、県や市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関に必要最小限度内において当該個人情報を提供することに同意する。

(19) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙、市町村が協議して定める。

別表1 修繕及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

その他契約に係る特約事項

--

3 共通事項（機構（乙）→受け手（丙））

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 転貸又は譲渡

本計画により農地中間管理機構（以下「乙」という。）から権利の設定を受ける者（以下「丙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して乙に権利の設定をする者（以下、「甲」という。）、乙及び丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払日目の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(5) 借賃の支払猶予

天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

(6) 借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定める。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び丙が協議の上、定める。

(7) 借賃の物納での精算

借賃を米等による物納で精算する場合の受払は、甲及び丙の双方で別途ルールを定めて甲及び丙が直接行うものとし、乙は関与しないものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表2に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、丙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得なければならない。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は丙が負い、取去に要した経費も丙の負担とする。

イ 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に丙が附属物の設置を行うことについて甲の同意を得なければならない。また、乙が丙に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。なお、丙が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、丙は取去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、本計画各筆明細に定めるところによる。

エ 作付けしない期間等に係る当該土地の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(11) 賃貸借又は使用貸借の解除

1の各筆明細に定める乙による権利の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、乙は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

当該土地が、天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(13) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 賃貸借又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙、及び茨城県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 権利取得者の責務

ア 丙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 丙は、乙から機構法第21条第1項の規定により、賃貸借の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。

(16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(17) 反社会的勢力の排除

ア 乙は、丙が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）に属すると判明した場合、乙は催告をすることなく、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

イ 乙がアの規定により当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除した場合には、乙はこれによる丙の損害を賠償する責を負わない。

(18) 個人情報の取扱いについて

乙は、農地中間管理事業の実施にあたり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。丙は、乙が農地中間管理事業の実施により

取得した個人情報について、本事業による利用のほか、事業の実施に関連して、県や市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関に必要最小限度内において当該個人情報を提供することに同意する。

(19) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙、茨城県が協議して定める。

別表2 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	乙及び丙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考

その他契約に係る特約事項

--

様式第16号（4）【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（ 個 人 ）

整理番号	氏名又は名称	年齢	農作業従事日数		賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況		
(A)	(B)	(C)	(D)			(E)		(F)	
			世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)	雇用労働力 (年間延べ労働日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	農 地		男	人	農業専従者	(人)	人日		
採 草 放牧地					農業補助者	(人)			
その他	採 草 放牧地		女	人	主として農業に従事する者	(人)			
					従として農業に従事する者	(人)			
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)									

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- (B) 欄は、賃借権農設定等を受ける者の経営面積(自己所有地、利用権の設定等の現に耕作している面積)を記載する。
- (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「野菜」、「果樹」、「施設園芸」、「酪農」、「肉用牛」、「養豚」、「養鶏」等と記載する。
- (D) 欄の「世帯員」欄には、世帯員のうち農業に従事している者の人数を記入する。「農業従事者」欄には、前述の世帯員の内訳を農業専従者、農業補助者に分けて記入し、カッコ内にはそのうち15歳以上65歳未満の者の人数を記入する。なお、「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (D) 欄の「雇用労働力」欄には雇用している労働者の人数に労働日数を掛けた値(人日)を記入する。
例) 年間労働日数が150日の者を2人雇用している場合：150日×2人＝300人日
- (E) 欄は、賃借権の設定等を受ける者が飼育している主な家畜について、その種類と頭数を記入する。
- (F) 欄は、賃借権の設定等を受ける者が所有している主な農機具について、その種類と数量を記入する。

貸借範囲確認書

令和 年 月 日

茨城県農地中間管理機構
（公社）茨城県農林振興公社理事長 殿

所有者（出し手）（甲-1）	住所 氏名	印
所有者（出し手）（甲-2）	住所 氏名	印
所有者（出し手）（甲-3）	住所 氏名	印
耕作者（受け手）（乙）	住所 氏名	印

令和 年 月 日に甲-1・甲-2・甲-3及び乙で貸借範囲の確認をしました。
なお、農地中間管理事業に関して、貸借する農用地について下記事項を承諾します。

記

- 1 甲-1・甲-2・甲-3は、農地中間管理事業で茨城県農地中間管理機構（公益社団法人茨城県農林振興公社、以下「機構」という。）へ貸し出した農用地に関して境界などに争いが発生した場合には、関係する地権者間において問題の解決をします。
- 2 甲-1・甲-2・甲-3は、貸し出し期間満了後に、機構から現状のまま農用地を返却することについて了解します。
- 3 甲-1・甲-2・甲-3は、その他に問題が発生した場合、関係する地権者間において問題の解決をします。
- 4 乙は、甲-1・甲-2・甲-3と関係地権者が出した結論に応じて耕作範囲を現場にて変更することを了解します。
- 5 乙は、甲-1・甲-2・甲-3及び乙で立ち会った貸借範囲について、これを逸脱しません。
- 6 乙は、境界標等を破損することのないよう留意するとともに、境界標等の復元が必要な場合は、乙の責任において復元します。

※ 所有者の人数に応じて所有者住所氏名の部分及び本文書内「甲-2」、「甲-3」の部分を取り消し線で取り消してください。
（例えば所有者が1名であれば、所有者（甲2）、（甲3）の住所氏名の部分及び、本文書内「甲-2」、「甲-3」の部分を取り消してください。）

農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書

令和 年 月 日

- 本調書提出後、農地の状況を精査の上、茨城県農林振興公社(茨城県農地中間管理機構)の定める基準により、借受けが可能か否かの判断を行います。
- 借受けが可能となった場合(貸借が成立した場合)は、改めて御連絡いたします。
- なお、機構が借り受けるまでの農用地等の管理は、引き続き貸付希望者側でお願いいたします。
- 取得した個人情報については、本事業の実施に関連して必要最低限度内において関係機関に提供することがあります。

1 農地の貸付希望申出者(農地の所有者等)

住所	(〒 -)		
フリガナ		年齢	電話番号
氏名	(署名又は記名押印)		歳

2 貸付希望農地(所在地、内容)

農地番号	市町村	大字	字	地番	登記面積	貸借面積	地目 田・畑等	過去3年 以内の 耕作状況	現作物
					m	m			作物名
1								有・無・保全	
2								有・無・保全	
3								有・無・保全	
計									

3 貸付希望農地(賃料、状況等)

上記 2 農地 番号	貸し出しの希望(円/1筆)		農地のその他の状況					貸借年数 ※(注5) ※(注6)	
	希望賃料 ※(注1) ※(注2) ※(注3)	賃借料情報 ※市町村記載 (A)	土地改良区名、内・外 ※(注4)	相続手続 状況確認	抵当権の 有 無 ※差押は不可	地役権の 有 無	農地等に 接続して いる道路幅		基盤整備 実施状況
1	1筆	10a	土地 改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 他()年
2	1筆	10a	土地 改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 他()年
3	1筆	10a	土地 改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 他()年

(注1) 物納希望の場合は(玄米kg/1筆)などと記載してください。

(注2) 使用賃借(賃料0円)で構わない場合には0円と記載してください。

(注3) 市町村で提示する賃借料情報のとおりで構わない場合には、「A」と記載してください。

(注4) 土地改良区の賦課金の滞納がある場合や差押されている場合、借り受けすることができません。

(注5) 貸借年数は原則として10年以上ですが、希望により10年に満たない期間について設定することもできます。

※ 相続未済時は法定持分の2分の1を超える法定相続人の同意が必要です。(その場合40年が上限。全員の同意で50年以上の借受けが可能。)

(注6) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

4 貸付先として希望する受け手について

※機構では、効果的な面的集積を確保する必要があることから、貸付の相手方を指定することはできませんが、希望する受け手がいる場合は御記入願います。

(希望する受け手の氏名)

5 その他特記事項(賦課金負担者・除草等地域の共同出役等)

6 注意事項

- 機構では、農地の借受けの判断をするため、農地台帳及び土地改良区の賦課金の納付状況について、当該農地を管轄する市町村及び土地改良区に対して、確認を取らせていただきます。以上の事項について、同意いただける場合はこの申出書を提出してください。
- 事業区域は、市街化区域以外の区域です。ただし、農地中間管理事業関連農地整備事業は、農振農用地区域とします。
- 申し出る農地の筆数が様式を超える場合は、別業にして御提出ください。
- 畑については部分貸付や境界不明等の場合は貸借範囲(境界標等)確認書の提出を求めることがありますので、事前に境界等を御確認願います。
- 境界トラブル回避のため、農地の貸付後も出し手の責任において境界杭の管理をお願いします。

営農計画書

令和 年 月 日

土浦市農業委員会会長 殿

申請者	住所			
	フリガナ		フリガナ	
	個人・法人名		代表者氏名 (法人の場合)	
	職業		連絡先	

1. 事業計画 ※より具体的に記入してください

その土地で営農を 選択した理由	
農作業に関する 技術の取得状況	
販売先 (計画を含む)	

2. 作付及び労働計画

(1) 作付計画										
作付作物	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	作付面積 (㎡)	収穫高 (kg)								
(2) 労働計画										
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目					
従事日数	日	日	日	日	日					
従事者数	人	人	人	人	人					
農作業に従事する者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離										km
農機具保管場所住所 (別途位置図を添付)										